

子どもの居場所・生活支援事業立ち上げに対する補助金交付要綱

子どもの居場所・生活支援事業立ち上げに対する補助金は、秋田県子どもの未来応援居場所づくり等支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づき、秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課関係補助金交付要綱に定めるところによるほか、次により補助するものとする。

1 目的

地域で困りごとを抱えた子どもや子育て家庭を見守り支える活動を新規に行おうとする団体等に対し、補助金を交付する事業を行うことにより、本県における子どもの貧困対策への取組の促進を図る。

2 補助対象者

原則として次の各号に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- （１） 規約又は趣旨書を有し、支援・活動の実態が明確であること
- （２） 構成員が原則３人以上であること
- （３） 政治・宗教活動・営利を目的としていないこと
- （４） 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下でないこと

3 補助対象事業

次に定める要件を全て満たす事業とする。

- （１） 補助金の交付対象年度内に県内で新たに子どもの貧困対策となる子どもの居場所・生活支援事業を行うものであること
- （２） 新規に活動する団体の場合は、（１）により実施する事業を１年以上継続して定期的に実施する見込みがあること
- （３） 子ども食堂の実施においては、所在地を管轄する保健所に届け出ること
- （４） 補助事業の申請及び実施において、実施要綱第４の１に定める「子どもの未来応援コーディネーター」の助言を受けること

4 補助対象経費等

申請する活動において必要かつ領収書で支出を確認できる以下の経費とする。

（経常経費である団体運営経費は除く）

保険料、諸謝金、交通費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、賃借料、その他知事が必要と認める経費

5 補助基準額

４０万円

6 補助率

3 / 4

7 補助金の交付申請、交付時期等

補助金の交付申請、交付時期、募集期間等に関するスケジュールは、別で定める。

8 その他

- (1) 申請書には、各団体が行う補助事業の実施内容、対象者及び参加見込者数（未定の場合はその周知方法）、経費の根拠が記載された資料を添付すること。
- (2) 補助金は原則として精算払いとする。ただし、必要と認める場合は、交付決定額の10/10以内の範囲に限り、概算払いを可能とする。
- (3) 事業実施状況報告について、別に定める様式により、事業実施終了後1か月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに提出すること。

9 施行日

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。